

意見書の提出について

- 1 意見書を提出できる方
白岡市内に住所を有する方（法人を含む）
- 2 提出期間
令和7年3月19日（水）から令和7年4月27日（日）まで
- 3 意見の内容
白岡市農業振興地域整備計画の変更案について
- 4 提出先
白岡市生活経済部農政課農政担当（電話92-1111 内線243）
- 5 注意事項
 - (1) 電話及び口頭での意見は、受付できません。
 - (2) 住所、氏名等の記載のないものは、受付できません。
 - (3) 提出された意見書については、個別の回答はいたしかねますが、意見の要旨及び処理結果を計画決定の公告と併せて公告します。